

札幌医科大学保健医療学教育分野別評価委員会規程（令和6年3月27日規程第33号）

（趣旨）

第1条 この規程は、北海道公立大学法人札幌医科大学内部質保証推進委員会規程（令和2年規程第14号）第6条第2項の規定に基づき、札幌医科大学保健医療学教育分野別評価委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 委員会は、一般財団法人看護学教育評価機構及び一般社団法人リハビリテーション教育評価機構が行う評価（以下「保健医療学教育分野別評価」という。）に関する業務を推進することを目的とする。

（所掌）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保健医療学教育分野別評価に係る自己点検・評価に関すること。
- (2) 保健医療学教育分野別評価の受審に関すること。
- (3) 保健医療学教育分野別評価の報告書に関すること。
- (4) その他保健医療学教育分野別評価に関すること。

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 保健医療学部長
- (2) 保健医療学部副学部長（教務、研究）
- (3) 保健医療学部学科長
- (4) その他学部長が必要と認めた者 若干名

（任期）

第5条 第4条第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、保健医療学部長をもって充てる。

- 2 委員長は、副委員長を指名する。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長が認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（作業部会等）

第8条 委員会には、必要に応じて作業部会等を置くことができる。

- 2 作業部会等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、事務局学務課において処理する。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。